

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設業関係事務手続の見直し

熊本県土木部監理課

【令和2年(2020年)4月13日(月)から5月31日(日)までの取扱い】 →本取扱いを延長する場合は、県HPで周知。

事務手続きの種類		手続の方法	手続を行う場所 ※変更なし	書類の提出部数 ※変更なし	手数料の有無 ※変更なし	留意事項
1 建設業の許可関係 ※知事許可業者のみ	① 許可の申請(新規、更新、業種追加等)	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	○ (50,000円～)	・一般書留により郵送すること。 ・従来、持参(提示)書類としていたもの(一部を除く)も郵送すること。→詳細は別添1
	② 変更、廃業等の届出(③を除く)	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。 ・従来、持参(提示)書類としていたもの(一部を除く)も郵送すること。→詳細は別添2
	③ 変更届出書(事業年度終了)の提出	来所 郵送	管轄の広域本部(地域振興局)土木部	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
	④ 許可証明(確認)書の発行申請	来所又は郵送	県庁(監理課建設業班)	1部	○ (400円)	・郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。 ・申請から発行まで1週間程度を要する見込み。
2 経営事項審査関係 ※知事許可業者のみ	① 予約	来所(上記1③提出時) 電話(上記1③郵送後)	管轄の広域本部(地域振興局)土木部	—	×	・変更届出書(事業年度終了)(上記1③)の提出が確認できている場合のみ受け付ける。
	② 審査	来所 ※変更なし	熊本：県庁内の会議室 球磨：球磨地域振興局 上記以外：各地域の建設会館	正・副の2部	○ (11,000円～)	・換気、消毒、マスク着用等、感染対策を十分に行う。 ・出席者は、1社あたり2人までとする。 ・対面による審査は行わず、書類を一式預かり、申請者は待ちスペースで待機。
3 指名願関係 (入札参加者資格審査申請)	○ 変更等の届出	来所又は郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部 (控えが不要な場合は1部で可)	×	・控えが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
4 解体工事業の登録関係	① 登録の申請(新規、更新)	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	○ (26,000円～)	・一般書留により郵送すること。 ・従来、持参(提示)書類としていた常動性の確認書類も郵送すること。
	② 変更、廃業等の届出	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
5 浄化槽工事業の登録関係	① 登録の申請(新規、更新)	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	○ (26,000円～)	・一般書留により郵送すること。 ・従来、持参(提示)書類としていた常動性の確認書類も郵送すること。
	② 変更、廃業等の届出	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
6 特例浄化槽工事業の届出関係	① 新規、廃止の届出	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
	② 変更の届出	来所 郵送	県庁(監理課建設業班) 又は 管轄の広域本部(地域振興局)土木部	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
7 住宅瑕疵担保履行法に係る届出関係	○ 資力確保措置状況の届出	来所 郵送	管轄の広域本部(地域振興局)土木部	正・副の2部	×	・切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
8 建設機械抵当法に係る申請関係	○ 打刻又は検認の申請	来所 郵送	県庁(監理課建設業班)	正・副の2部	○ (36,000円)	・一般書留により郵送すること。
9 建設工事受注動態統計調査関係	○ 調査票の提出 ※対象業者のみ	郵送 ※変更なし	管轄の広域本部(地域振興局)土木部	1部	×	
10 閲覧関係	○ 建設業者、測量業者の申請書類の閲覧	来所 ※変更なし	県庁(監理課閲覧室)	1部	×	・一度の入室を4人までに制限する。 ・閲覧時間を1人1回あたり30分までとする。
11 各種相談	○ 建設業許可、経営事項審査、紛争等に関する相談	来所又は電話	県庁(監理課建設業班)	—	×	